

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続条例適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かかけ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3条_土1	土木部	河川課	河川管理規則	かかかりきり	4-1	流水占用に係る更新の許可又は登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達）五1(2)</li> <li>「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防部砂防課長通達）一1(2)</li> <li>「登録審査マニュアル」（平成25年12月19日付け国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室長事務連絡）Ⅱ 2、4、Ⅳ、Ⅴ</li> </ul>	70501	35	(15)	(20)	
3条_土2	土木部	河川課	河川管理規則	かかかりきり	7-1	許可事項等の変更の許可等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達）五1(1)、(2)、(5)、(12)</li> <li>「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防部砂防課長通達）一1(1)、(2)、(3)、(9)</li> <li>「登録審査マニュアル」（平成25年12月19日付け国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室長事務連絡）Ⅱ 2、4、Ⅳ、Ⅴ</li> <li>「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号 建設事務次官通達）</li> <li>「工作物設置許可マニュアル」（平成12年7月）</li> </ul>	70502	35	(15)	(20)	
3条_土3	土木部	河川課	流水占用料等条例	リウスイヤクヨウトウジヨウレイ	6-2	流水占用料等の減免	流水占用料等条例第6条第2項	70503	35	(15)	(20)	
3条_土4	土木部	河川課	流水占用料等条例	リウスイヤクヨウトウジヨウレイ	7	流水占用料等の返還	流水占用料等条例第7条第1項	70504	35	(15)	(20)	
3条_土5	土木部	河川課、土木事務所	河川管理規則	かかかりきり	4-1	土地占用に係る更新の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達）</li> </ul>	70505	20	-	(20)	
3条_土6	土木部	河川課、土木事務所	河川管理規則	かかかりきり	7-1	許可事項等の変更の許可等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達）</li> <li>「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達）五1(5)</li> <li>「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防部砂防課長通達）一1(3)</li> <li>「工作物設置許可マニュアル」（平成12年7月）</li> </ul>	70506	20	-	(20)	
3条_土7	土木部	河川課、土木事務所	海岸占用料等条例	かいがんせんヨクヨウトウジヨウレイ	6-2	海岸占用料等の減免	海岸占用料等条例第6条第2項	70507	30	-	(30)	
3条_土8	土木部	河川課、土木事務所	海岸占用料等条例	かいがんせんヨクヨウトウジヨウレイ	7	海岸占用料等の返還	海岸占用料等条例第7条第1項	70508	30	-	(30)	
3条_土9	土木部	河川課、土木事務所	流水占用料等条例	リウスイヤクヨウトウジヨウレイ	6-2	流水占用料等の減免	流水占用料等条例第6条第2項	70509	30	-	(30)	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続条例適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かた)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3条_土10	土木部	河川課、土木事務所	流水占用料等条例	リユクイセヨコヨウトウゾウレイ	7	流水占用料等の返還	流水占用料等条例第7条第1項	70510	30	-	(30)	
3条_土11	土木部	都市計画課	屋外広告物条例	ウカクイコウコウブツシヨウレイ	22-1、3	屋外広告業の登録、更新の登録	登録拒否事由（第25条第1項各号）に該当しないか		30	-	-	
3条_土12	土木部	都市計画課	屋外広告物条例	ウカクイコウコウブツシヨウレイ	31-1⑤	業務主任者となる知識を有する者の認定	以下のいずれにも該当すること ①広告物等の表示又は設置に関する業務に、責任者として通算5年以上従事した者 ②広告物等の表示又は設置に関し、過去5年間屋外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者		20	-	-	
3条_土13	土木部	都市計画課、土木事務所	屋外広告物条例	ウカクイコウコウブツシヨウレイ	4	屋外広告物等表示等許可 (第10条第2項による場合)	屋外広告物条例施行規則別表第2-1		10(90)	-	-	
3条_土14	土木部	都市計画課、土木事務所	屋外広告物条例	ウカクイコウコウブツシヨウレイ	5-3	禁止地域における屋外広告物等表示等許可 (条例第10条第2項による場合)	屋外広告物条例施行規則別表第2-2	70904	10(90)	-	-	
3条_土15	土木部	都市計画課、土木事務所	屋外広告物条例	ウカクイコウコウブツシヨウレイ	5の2	屋外広告物等表示等特例許可	公益的役割と良好な景観の形成・風致の維持の確保を比較衡量して許可を行う。	70905	10	-	-	
3条_土16	土木部	都市計画課、土木事務所	屋外広告物条例	ウカクイコウコウブツシヨウレイ	8-3	許可の更新 (条例第10条第2項による場合)	屋外広告物条例施行規則別表第2-1	70906	10(90)	-	-	
3条_土17	土木部	都市計画課、土木事務所	屋外広告物条例	ウカクイコウコウブツシヨウレイ	9-1	屋外広告物等変更・改造許可 (条例第10条第2項による場合)	屋外広告物条例施行規則別表第2-3	70907	10(90)	-	-	
3条_土18	土木部	都市環境課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウケンジョウレイ	4-1	公園内行為の許可	1. 当該行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないこと。 2. 許可に公園の管理上必要な条件を附することがある。	70908	10	-	-	
3条_土19	土木部	都市環境課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウケンジョウレイ	4-3	公園内行為許可事項変更の許可	1. 当該行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないこと。 2. 許可に公園の管理上必要な条件を附することがある。	70909	10	-	-	
3条_土20	土木部	都市環境課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウケンジョウレイ	6-1	有料公園施設利用許可	1. 当該施設が良好な状態であること。 2. 当該許可をすることによって、公衆の公園の利用に支障を及ぼすおそれのないこと。 3. 当該許可に係る使用料を、利用許可の際に許可者の定める方法で納入すること。	70910	1	-	-	
3条_土21	土木部	都市環境課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウケンジョウレイ	12	使用料減免の承認	1. 当該施設が良好な状態であること。 2. 当該許可をすることによって、公衆の公園の利用に支障を及ぼすおそれのないこと。 3. 当該許可に係る使用料を、利用許可の際に許可者の定める方法で納入すること。	70911	10	-	-	
3条_土22	土木部	港湾課	港湾区域内等における行為の許可に関する条例	コウワンクイナトウケルコウイノキョクニカスルシヨウレイ	14-1	占用料等の減免	港湾における行為の許可に関する条例第14条第1項の占用料の減免基準(昭和51年3月12日港第609号)	70701	20	-	(20)	
3条_土23	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンシツトウカクシヨウレイ	6-1	危険物等荷役運搬の許可	港湾施設等管理条例第6条、第8条 港湾施設等管理条例施行規則第5条	70702	7	-	(7)	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続条例適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かた)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3条_土24	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンセツトウカンリシヨウレイ	7-1①	港湾施設の使用の許可	港湾施設等管理条例第8条	70703	7	-	(7)	
3条_土25	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンセツトウカンリシヨウレイ	7-1②	港湾施設の目的外使用等の許可	港湾施設等管理条例第8条	70704	20	-	(20)	
3条_土26	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンセツトウカンリシヨウレイ	7-1③	港湾施設の目的外使用等の許可	港湾施設等管理条例第8条	70705	20	-	(20)	
3条_土27	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンセツトウカンリシヨウレイ	9-3	港湾施設使用期間更新の許可	港湾施設等管理条例第8条	70706	7	-	(7)	
3条_土28	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンセツトウカンリシヨウレイ	11-4	使用料の減免	港湾施設使用料の減免基準(昭和51年3月12日港第609号)	70707	7	-	(7)	
3条_土29	土木部	港湾課	入港料条例	ニウコウリョウジョウヨウレイ	5	入港料の減免	入港料条例第5条	70708	7	-	(7)	
3条_土30	土木部	建築宅地課	建築基準法施行細則	ケンチキジヨウリンセウカイヨク	43	概要書閲覧の承認	建築基準法質疑応答集(建設省住宅局内建築基準法研究会編)第93条の2関係 「閲覧制度の趣旨、手続き等」	71201	3	-	-	
3条_土31	土木部	建築宅地課	建築基準条例	ケンチキジヨウリンセウカイヨク	21	確認申請手数料の減免	-	71202		-	-	・建築基準法第6条第1項第1～3号該当建築物等 35 ・建築基準法第6条第1項第4号該当建築物等 7
3条_土32	土木部	建築宅地課	宅地造成等規制法施行細則	タチノチセイトキセキホウカイヨク	8-1	宅地造成工事設計資格者の登録	宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項の資格について、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条に定める資格を有する者を知事が登録するもの。	71203	15	-	-	
3条_土33	土木部	建築宅地課	都市計画法施行細則	トシケイホウカイヨク	22	(開発登録簿の)閲覧	閲覧申請した者に対して、開発登録簿を閲覧させるもの。 (『都市計画法開発許可制度便覧～宮城県(仙台市の区域を除く)における開発許可制度審査基準～』により公表)	-	10	-	-	
3条_土34	土木部	住宅課	県営住宅条例	ケンエイシヤクタクヨウレイ	7-2	県営住宅入居者の決定	公営住宅法23～25 公営住宅法施行令6、7	71301	7	-	-	
3条_土35	土木部	住宅課	県営住宅条例	ケンエイシヤクタクヨウレイ	7-3	県営住宅入居者の決定	公営住宅法23～25 公営住宅法施行令6、7	71301	7	-	-	
3条_土36	土木部	住宅課	県営住宅条例	ケンエイシヤクタクヨウレイ	7-4	県営住宅入居者の決定	公営住宅法23～25 公営住宅法施行令6、7	71301	7	-	-	
3条_土37	土木部	住宅課	県営住宅条例	ケンエイシヤクタクヨウレイ	7-5	県営住宅入居者の決定	公営住宅法22 公営住宅法施行令5	71301	7	-	-	